

医 療

1 子どもの保健相談など

制度	対象者	内容	問合せ先
遺伝カウンセリング(遺伝相談)	遺伝についての不安や悩みを持つ方	遺伝についての不安や悩みをお持ちの方に対して、専門の医師(遺伝カウンセラー)が相談に応じます。	各区役所家庭健康課及び総合支所保健福祉課
先天性代謝異常等検査	新生児	フェニルケトン尿症などの疾患を早期に発見し、早期の治療につなげるために、血液によるマス・スクリーニング検査を行います。	
新生児聴覚検査	新生児	聞こえにくさを早期に発見し、適切な支援や治療につなげるために実施する新生児聴覚検査について、その費用を助成します。(上限額あり)	
未熟児養育医療給付※	出生体重 2,000g以下等の未熟児	未熟児が指定養育医療機関に入院し、養育を受ける際の費用を公費負担します。	各区役所保育給付課及び宮城総合支所保健福祉課
療育医療給付※	結核にかかっている児童	指定療育医療機関に入院し、治療を受ける際の費用を公費負担します。	各区役所保育給付課及び宮城総合支所保健福祉課

※ 世帯の課税状況等に応じた自己負担があります。

2 医療の給付など

制度	対象者	内容	問合せ先
指定難病医療費の助成	指定難病と診断された方のうち一定の要件を満たす方	指定難病にかかる医療費のうち、保険診療による自己負担分を助成します。	各区役所、宮城総合支所障害高齢課、秋保総合支所保健福祉課
小児慢性特定疾病医療費の助成	国指定の疾患群に罹患した18歳未満の方(20歳到達まで延長可)	医療費のうち、保険診療による自己負担分を助成します。	各区役所保育給付課、宮城総合支所保健福祉課
先天性血液凝固因子障害者治療研究事業	20歳以上の先天性血液凝固因子欠乏症と診断された方及び血液凝固因子製剤の投与に起因する HIV 感染症と診断された方	医療費のうち、保険診療による自己負担分を助成します。(本人負担はなし)	各区役所、宮城総合支所障害高齢課
遷延性意識障害者治療研究事業	遷延性意識障害に関する治療研究を行う医療機関	医療機関に対して、治療研究に要する費用として介護料、褥瘡予防費を支払います。	障害者総合支援センター【電話】725-7853
指定難病在宅人工呼吸器使用患者支援事業	指定難病と診断され、在宅で人工呼吸器を使用している方のうち、1日に4回以上訪問看護が必要な方等	訪問看護ステーション等に対して、訪問看護費用の一部を助成します。	

3 自立支援医療

(1) 精神通院医療の支給

精神疾患があるために、継続的に通院が必要な方に対し、医療費の支給を行っています。詳しくは問合先にお尋ねください。

※ 自己負担は所得や疾病・症状等に応じて上限額が設定されます。なお一定所得以上の世帯に属する方で症状が「重度かつ継続」に該当しない場合には、公費負担の対象外となります。

【問合先】 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課、秋保総合支所 保健福祉課

(2) 更生医療の支給

18歳以上で身体障害者手帳をお持ちの方に対し、障害の軽減や職業能力の増進を図るために必要な医療費の支給を行っています。(例：腎臓機能障害による人工透析、心臓機能障害によるペースメーカー植込術、変形性膝・股関節症による膝・股関節の人工関節置換術 等)

詳しくは問合先にお尋ねください。

※ 自己負担は所得や疾病・症状等に応じて上限額が設定されます。なお一定所得以上の世帯に属する方で症状が「重度かつ継続」に該当しない場合には、公費負担の対象外となります。

【問合先】 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課、秋保総合支所 保健福祉課

(3) 育成医療の支給

身体に障害のある18歳未満の児童で、確実な治療効果が期待できる場合に、その障害の除去もしくは軽減を図るために必要な医療費の支給を行っています。詳しくは問合先にお尋ねください。

※ 自己負担は所得や疾病・症状等に応じて上限額が設定されます。なお、一定所得以上の世帯に属する方は、公費負担の対象外となる場合があります。

【問合先】 各区役所 保育給付課、宮城総合支所 保健福祉課

4 心身障害者医療費助成

通院や入院治療などにかかった医療費のうち、保険診療による自己負担相当分の一部または全部を助成する制度です。所得制限及び障害の程度・種別により年齢制限があります。

※ 入院時食事療養費の自己負担相当分や、介護保険は助成の対象になりません。

【対象者】

各種健康保険に加入している方(生活保護を受けている方は除く)で、次のいずれかに該当する方。

- (1) 身体障害者手帳1～3級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかをお持ちの方
- (2) 特別児童扶養手当の1級または2級の支給対象となる児童
- (3) 療育手帳Bをお持ちの方で、知的障害者福祉法に定める職親のもとで指導を受けている方
- (4) 療育手帳Bをお持ちの方で、かつ障害基礎年金などを受給している方
- (5) 知的障害者福祉法に定める職親のもとで指導を受けている方

※ 身体障害者手帳1・2級の方は総合的な等級、3級の方は部位ごとの等級が基準になります。

※ 身体障害者手帳3級(内部障害3級の方を除く)をお持ちの方及び(4)(5)に該当する方については65歳未満の年齢制限があります。

【手続に必要なもの】

- ① 上記の対象条件にあたる身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書、障害基礎年金証書など
- ② 健康保険証(障害者本人のもの)
- ③ 預金通帳または貯金通帳(障害者が20歳未満の場合は保護者名義、20歳以上の場合は障害者

本人名義のもの)

※ マイナンバー用同意書または所得証明書が必要となる場合があります。

※ 事実の発生日(手帳の交付、転入等)を含めて 30 日以内に申請をしてください。(30 日を過ぎた場合は、申請月の初日から助成開始となります。)

【問 合 先】 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課、秋保総合支所 保健福祉課

5 母子・父子家庭医療費助成

ひとり親家庭(父または母が重度の障害のある方である場合を含む)の方の、通院や入院治療などにかかった医療費のうち、保険診療による自己負担相当分の一部を助成する制度です。所得制限及び年齢制限があります。

※ 入院時の食事療養費の自己負担相当分は助成の対象になりません。

【対 象 者】

各種健康保険に加入しているひとり親家庭(父または母が重度の障害のある方である場合を含む)の方で、次のいずれかに該当する方。

(1) 母子家庭の母・父子家庭の父

配偶者と死別または離別、配偶者が生死不明または重度障害、配偶者から遺棄されている等の状況にある方で、18歳になった年の年度末までの児童を扶養している方

※ 重度障害とは、概ね身体障害者福祉法による2級程度以上になります。

(2) 母子家庭の児童・父子家庭の児童

母子家庭の母または父子家庭の父に扶養されている18歳になった年の年度末までの児童

(3) 父母のない児童

父母と死別または離別、父母が生死不明または重度障害、父母から遺棄されている等の状況にある18歳になった年の年度末までの児童

【手続に必要なもの】

① 健康保険証(受給者及び児童のもの)

② 受給者名義の口座が分かるもの(預金通帳等)

③ その他必要な書類(児童扶養手当証書、戸籍謄本、身体障害者手帳等)

個々の状況により必要書類が異なりますので、詳しくは窓口にお問合せください。

【問 合 先】 各区役所 保育給付課、各総合支所 保健福祉課

6 後期高齢者医療の障害認定(65～74歳)

65歳～74歳で一定の障害のある方は、65歳の誕生日以降、申請により後期高齢者医療制度に加入することができます。後期高齢者医療制度に加入することで、健康保険料や医療機関を受診する際の負担が軽減される場合があります。

【対 象 者】 (1) 身体障害者手帳1から3級、療育手帳 A をお持ちの方

(2) 身体障害者手帳4級のうち音声機能または言語機能等の著しい障害、下肢障害1号(両下肢のすべての指を欠くもの)・3号(一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの)・4号(一下肢の機能の著しい障害)に該当する方

(3) 精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方

(4) 障害年金証書1・2級をお持ちの方

【手続に必要なもの】

① 上記対象条件に該当する身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害年金証書

② 現在お持ちの健康保険証

③ 現在お持ちの特定疾病療養受療証(人工透析が必要な慢性腎不全、血友病、血液製剤に起因するHIVに該当する場合)

【問 合 先】 各区役所・宮城総合支所 保険年金課、秋保総合支所 保健福祉課

7 一般社団法人仙台歯科医師会 在宅訪問・障害者・休日夜間歯科診療所(仙台歯科福祉プラザ)

障害があるために一般の歯科医院での治療が難しい方への診療や通院が困難な方のための在宅訪問歯科診療を行っています。

※ 障害者歯科診療及び在宅訪問歯科診療は予約制です。詳細は下記問合先にご確認ください。

【診療受付時間】

〔障害者歯科診療〕 月曜日～金曜日 9:00～11:30 / 13:00～15:30
土曜日 9:00～11:30

〔在宅歯科診療〕 月曜日～金曜日 9:00～12:00 / 13:00～15:00
土曜日 9:00～12:00

【問 合 先】 (一社)仙台歯科医師会 在宅訪問・障害者・休日夜間歯科診療所(仙台歯科福祉プラザ)

【電 話】 261-7345 【URL】 <https://s-da.or.jp/> 【E-mail】 plaza@s-da.or.jp

8 身体障害者健康診査

常時車いすを使用する身体障害のある方に対して、褥瘡、筋肉の硬直、排尿障害などの二次障害を予防するため、健康診査を行います。

【対 象】

脊髄損傷、脳性麻痺、脳血管障害などに起因する身体上の障害のため身体障害者手帳をお持ちで、日常生活において常時車いすを使用している方。

ただし、次に該当する場合は対象となりません。

- (1) 18歳未満
- (2) 施設などに入所中
- (3) 医療機関に入院中
- (4) 当年度中に特定健診などを受診済

【健 診 料】 無料

【診査項目】 問診、身体計測、理学的検査、血圧、尿、心電図、脂質、貧血、肝機能、腎機能、尿酸、血糖、胸部X線、眼底検査

【実施時期】 10月から11月頃を予定しています。

【受診方法】 市政だよりなどで事前に実施時期についてお知らせします。

- ① 各区役所・宮城総合支所障害高齢課窓口申請し、受診券の交付を受けます。
- ② 登録医療機関の中から希望の医療機関を選び、直接予約をします。
- ③ 医療機関窓口にて受診券を提示して受診します。
- ④ 医療機関より健診結果を受け取り、必要な助言指導を受けます。

【問 合 先】 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課

9 予防接種(肺炎球菌・インフルエンザ)の助成

障害のある方等に低額な自己負担で予防接種をおこないます。

【対 象】

<肺炎球菌>

- (1) 60 歳以上 65 歳未満の方で心臓・腎臓・呼吸器の機能の障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害のある方(身体障害者手帳1級相当程度)
- (2) 令和5年度に次の年齢になる方。65歳以上の制度の対象となる方については、接種期間は令和5年度のみとなりますのでご注意ください。(接種期間内に接種されない場合、以後費用助成での接種の機会はありません。)
 - ・65 歳(昭和 33年 4 月 2 日～昭和 34年 4 月 1 日生まれ)
 - ・70 歳(昭和 28年 4 月 2 日～昭和 29年 4 月 1 日生まれ)
 - ・75 歳(昭和 23年 4 月 2 日～昭和 24年 4 月 1 日生まれ)
 - ・80 歳(昭和 18年 4 月 2 日～昭和 19年 4 月 1 日生まれ)
 - ・85 歳(昭和 13年 4 月 2 日～昭和 14年 4 月 1 日生まれ)
 - ・90 歳(昭和8年 4 月 2 日～昭和9年 4 月 1 日生まれ)
 - ・95 歳(昭和3年 4 月 2 日～昭和4年 4 月 1 日生まれ)
 - ・100 歳(大正 12年 4 月 2 日～大正 13年 4 月 1 日生まれ)

※ ただし、過去に23価肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがある方は対象外。

<インフルエンザ>

- (1) 60 歳以上 65 歳未満の方で心臓・腎臓・呼吸器の機能の障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害のある方(身体障害者手帳 1 級相当程度)
- (2) 65 歳以上の方

【自己負担金】 肺炎球菌は 1 回 5,000 円、インフルエンザは 1 回 1,500 円(予定)

※ 生活保護世帯、市民税非課税世帯に属する方及び中国残留邦人等支援給付制度受給者の方は無料

【実施時期】 肺炎球菌は通年、インフルエンザは 10 月 1 日から 12 月 31 日まで(予定)

【持 ち 物】 対象(1)に該当する場合:健康保険証、身体障害者手帳

対象(2)に該当する場合:健康保険証

※ 生活保護世帯の方:生活保護支給票

※ 市民税非課税世帯の方:仙台市が交付する確認通知書(事前に仙台市への申請が必要です。)または介護保険料決定通知書(65 歳以上の方のみ)

※ 中国残留邦人等支援給付制度受給者の方:本人確認証

【接種場所】 仙台市の予防接種登録医療機関

(予約が必要な場合がありますので医療機関に直接ご確認ください。)

【問 合 先】 各区役所 家庭健康課、各総合支所 保健福祉課